

C 主要史料

(○番号は、「B詳細情報」の触・布達データベースと対応)

■浜の市

史料1 (府内藩日記)

(文政八年(一八二五)八月五日/『大分市史上巻』昭和三〇年収録分)

一、藝子商売の儀、昨年御指止メ被仰付置候處、何卒嘗年の義ハ、藝子商売御免被為仰付下候様、奉願上候。尤晝夜ニテ練香四拾本之相極メ、其餘は決して不法の商売筋仕間敷旨、堅申付候間、此段奉願上候。

一、揚屋商売仕候者共ハ、田町筋ニ引移候様、嚴敷被仰付可被下奉願上候。

八月

西小路町 嘉平治
京町 清兵衛

■明治期 大分県

史料2 (1) 遊女芸妓員數取調ノ達シ

(『縣治概畧』その二)所収(大分県公文書館) / 明治五年(一八七二)一〇月二二日)

遊女飯盛並女芸者其外種々ノ名目ニテ遊女同様ノ所業致候者ノ義ニ付今般御達ノ趣モ有之候間、右種類ニ属シ候者抱入從前許可ヲ得テ生業相營來候場所ハ勿論或ハ外稼モ無之活計差支無據無願ホニエノ(?)渡世致來候者モ今度限り御詮議ノ次第ニ依リ候テハ御差許ニモ相成可申候間、左ノ雛形ニ照準シ悉皆取調且現今人員年季證文写相添來ル卅日迄可差出、自然隱置後日相頭レ候得ハ廢業ハ不及申屹度申付候次第モ可有之、尤在來人員ノ外新規召抱ノ義ハ一切不相成候事

但收入書ハ毎月区長戸長手許ニ取置三ヶ月分一纏ニ致シ翌月五日ヲ限り縣廳へ無遲滞差出可申事

雛形

○現今売女人員御届

何〔府縣〕下何郡何〔町村〕何身分何ノ誰幾女

一 自何年何月何ヶ年季何両ニテ抱入 誰

史料3 (2) 芸妓解放ノ達シ

(『縣治概畧』その二)所収(大分県公文書館) / 明治五年(一八七二)十一月一日)

別紙 大政官第二百五十ノ通被 仰出候ニ付テハ左ノ条々相心得速ニ 御趣意遵奉可致候事 五号 合略之

一 遊女芸妓ニ拘ラス男女共種々ノ名目ヲ以テ其買賣同様ノ分ハ本月廿日ヲ限り親元旧里へ差返シ其段可届出事

一 是迄養女或ハ年季奉公人ノ名目ヲ以テ遊女ノ所業為致候者一旦解放ニ付テハ一身ノ活計必至難相立候者ハ其情實巨細相認親族并所役人連印ヲ以テ本人ヨリ願出候へハ詮議ノ上差図ニ可及候 尤右指図ニ相及候迄ハ職業不相成候事

一 揚屋渡世ノ者ハ早々改業ノ目途相立委細可届出候事 右之通管内無洩相達候事

史料4 (参考) 解放令直後の別府・浜脇村の反応

(『別府市誌』昭和八年版所収、四八二〜四八三頁)

因に記す政府新政を布くや、明治五年人身売買禁止芸妓解放令を出せり。依りて父兄等続々別府浜脇に來りて各々其の子女を拉し去らむとす。而も泉都にして斯の香圍粉陣を纏ひ去らるゝは、市況に影響する所尠からず、戸長矢野新乃ち、岡山縣人池庭信義と図りて、芸妓を海門寺に集め、諭すて曰く卿等(ルビ・おんみら)今苦界を脱し得るは是全く天朝の殊恩なり、宜しく感謝する所なかるべからず。唯だ卿等一朝此の境地を脱しながら女紅を解せざるは是婦人第一の恥辱なり。故に暫らく斯の地に止まりて裁縫紡絲、婦女子たる技能を習得し、然る後父母の膝下に歸るも亦遅からじと、又齊しく父兄に説示する所ありしに彼等皆之を諒とし百数十名中、帰国したる者

C 主要史料 (大分県)

は僅々数名に過ぎず。依りて松原岡医師の宅を賃して女紅場となし岡田治作を主管者とす。後源左衛門尻に女紅場を新築し、變則女学校と称す。是別府浜脇の両地遊廓を存続せる濫觴なりと云ふ。

史料5 貸座敷及自稼之芸妓渡世向盟約定款

〔大分県史 近代編Ⅱ〕所収、四三三頁／明治八年(一八七五)／全体は未詳)

(前略)

芸娼妓寄留主共ニ於テハ、女工所ニ關係一切致ス間敷事

(中略)

自他共娼妓自稼ノ者、決シテ当方ヨリ誘引致シ間敷ク、先方ノ望ミニ任セ總テ増員セザルヲ以テ旨トスルコト

※その他、芸娼妓の寄留先を貸座敷・旅籠屋その他「此ノ渡世ニ關係コレ有ル者ノ方」とは無關係にすることなども定める。また正確な制定時期・内容とも不明の「貸座敷并寄留宿及芸娼妓規則」というものがあるようで、これは八年七月制定の下ノ江・佐賀岡両港の貸席業者と自稼芸娼妓に関する右の「盟約定款」が踏まえていたはずの規則と考えられている(大分県史)。なお「盟約定款」は、「解放令の精神に従うことを基本に、芸娼妓数を増さず、正業にもどす努力をすることを明示、貸席、その関連業者方に寄留することを禁じている」(同前)。しかし明治十一年には同規則が廃止され、県は新たに「貸座敷規則」「娼妓規則」「芸娼妓規則」を布達。これによって芸娼妓は再び貸座敷にも寄留可となる。さらに一二年には「娼妓規則」一〇条を改訂し、「他ヨリ出稼ノ者」の寄留先を貸座敷のみに限定、娼妓の困い込みが始まる。同一八年四月二十七日布達「貸座敷及娼妓取締規則」「芸娼取締規則」はこれらの改訂を経て完備されたもの。

史料6 ③ 貸座敷及芸娼取締規則

(警布第一三三号、『縣治概略 廿二』自明治十一年九月至同年十二月所収(大分県公文書館)／明治十二年(一八七八)十一月一四日)

貸座敷規則

第一条 貸座敷営業ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ
免許地

豊後国速見郡 別府港 浜脇村市街

全国海部郡 関港

全国全郡 下ノ江港

第二条 新ニ貸座敷渡世ヲナサントスル者ハ先ツ第七条之賦金ヲ其町村役所ニ納メ保証人連印戸長ノ奥書調印アル願書ヲ以テ縣廳ニ出願鑑札申受ヘシ
但鑑札料金五錢トス

(中略)

第七条 賦金ハ一ヶ月式円トス(中略)

第八条 貸席ニ於テ娼妓ヲ寄留セシムルハ妨ケナシト云モ娼妓ヲ寄留セシム可ラス

(中略)

第十条 故ラニ娼妓へ金錢衣類等ヲ貸与シ為メニ轉業ノ妨ケヲナス可ラス

第十一条 明治五年第二百九拾五号公布年季解放ノ御趣意ヲ体認シ束縛ノ所業ヲナス可ラス

第十二条 寄留ノ娼妓他ニ轉業セン(コト)ヲ望ムトキハ無故自由ヲ妨ケヘカラス

(中略)

右之通相定候事

明治十一年

藝妓規則

(中略)

第二条 藝妓ノ營業ハ陪酌糸竹ヲ以テス故ニ娼妓ニ紛敷所業ハ決シテアルヘカラス

第三条 藝妓ノ營業ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ

免許地

豊後国速見郡 別府港 浜脇村市街

全国海部郡 関港

C 主要史料 (大分県)

全国全郡 下ノ江港

(中略)

第七条 藝妓ニシテ娼妓ノ営業ヲ兼子ナサントスル者ハ娼妓規則ニヨリ別ニ鑑札申

受ケ納税スヘシ

第八条 他ヨリ寄留ノモノハ旅籠屋及貸席料理屋ニ居住ス可ラス

(中略)

第十四条 後日正業ニ轉スルノ妨ケトナルヘキ負債ヲナサ、ル様心懸奢侈ノ所為アル

ヘカラス

(中略)

右之通相定候事

明治十一年

(中略)

右之通相定候事

明治十一年

史料7 ④ 貸座敷及娼妓取締規則

(県令甲第一四号、『大分県報』明治一八年(四)所収(大分県公文書館) / 明治一八年四月二
七日)

第一章 貸座敷

第一条 貸座敷稼ハ左ノ免許地ニ限ルヘシ

豊後國 速見郡 別府港

全国 全郡 浜脇村市街

全国 北海部郡 関港

全国 全郡 下ノ江港

(中略)

第九条 娼妓ニ見世ヲ張ラセ又ハ通行人ニ遊興ヲ勸ムルヲ得ス

(中略)

第三章 娼妓

第二十条 娼妓稼ヲ為サント欲スル者ハ驅黴院ニ就キ黴毒有無ノ検査ヲ受ケ検査済ノ

証書ヲ求メ別紙三号書式ニ倣ヒ戸籍写及寄留主トノ契約書写ヲ添ヘ所管郡役所ヲ經テ

本人自ラ當廳ヘ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

但満十五年未滿ノ者ハ娼妓トナルヲ得ス

(中略)

第三十条 娼妓ハ貸座敷外ニ寄留スルコトヲ許サス

但免許地内ニ本籍アル者又ハ全戸寄留スル者ハ此限ニアラス

(中略)

第廿二条 娼妓ハ貸座敷免許地外ニ宿泊スルコトヲ許サス

但祖父母兄弟姉妹ノ病氣又ハ死亡ノ節ハ先方ノ地ヲ詳記シ貸座敷主連署ニテ所
管警察署又ハ分署ヘ願出允可證ヲ受クヘシ

受ケ納税スヘシ

第八条 鑑札料及賦金ハ左ノ通上納スヘシ

一 鑑札料 金五錢

一 賦金 一ヶ月壹円

(中略)

第十四条 後日正業ニ轉スルノ妨ケトナルヘキ負債ヲナサ、ル様心懸奢侈ノ所為アル

ヘカラス

第十五条 正業ニ還ラントスルヲ貸席及寄留主等故障スルカ又ハ苛刺ノ取扱ヲナスニ

於テハ所管ノ警察署又ハ分署ヘ訴出ヘシ

C 主要史料 (大分県)

(中略)

第四章 賦金

第廿七条 貸座敷及娼妓ハ賦金トシテ左ノ通上納スヘシ

貸座敷 賦金 一ヶ月 貳圓五拾錢

娼妓 賦金 一ヶ月 壹圓五拾錢

(以下略)

史料8 ⑤ 貸座敷及娼妓取締規則

(県令甲第二九号、『大分県訓令類纂』明治二六年(一八九三所収)明治二五年四月)

第一章 貸座敷

第一条 貸座敷営業ハ左ノ町村市街地ニシテ別ニ指定スル区域ニ限ル

豊後国速見郡別府村

別府港

全国全郡濱脇村

市街

全国大分郡西大分町大字生石

大分港

全国北海部郡佐賀関町大字関

関港

全国全郡下ノ江村大字下ノ江

下ノ江港

第二条 宿屋営業ヲ兼ヌル〔コト〕ヲ許サス

(中略)

第八条 客室ハ道路ヨリ見透サヽル用構造ヲ為シ又空気ヲ流通セシメニ階以上ノ客室

十五坪以上ナルトキハ階子二個(一個ハ幅四尺以上タルヲ要ス)ヲ設ケ:(以下略)

(中略)

第十一条 娼妓ノ待遇ハ温和ヲ旨トスヘシ(以下略)

第十三条 道路ヨリ見透スヘキ場所ニ於テ娼妓ニ見世ヲ張ラシムヘカラス

(中略)

第二章 娼妓

第二十三条 娼妓ハ貸座敷内ニ住居スヘシ 但免許区域内ニ在籍シ又ハ全戸寄留スル者

ハ此限ニアラス

(中略)

第二十八条 娼妓ニシテ芸妓営業ヲ為サント欲スル者ハ其規則ニ依リ免許鑑札ヲ受ク

ヘシ

(中略)

第三十一条 娼妓ハ言語又ハ挙動ヲ以テ通行人ニ遊興ヲ勸メ又ハ遊客ニ対シ貪リケ間

敷所為スヘカラス

(中略)

第三十六条 貸座敷営業者ハ其免許地毎ニ組合ヲ設クヘシ 其組合ニ加入セサルモノハ

営業ヲ為スヲ許サス

第三十七条 組合ニハ頭取正副二名ヲ置クヘシ(以下略)

(中略)

第四十一条 頭取ニ於テ取扱フヘキ事項左ノ如シ

一 貸座敷並娼妓稼上ニ関スル願届等ニ加印シ意見アルモノハ其旨添申スル

〔コト〕

二 貸座敷及娼妓ノ名簿ヲ調製シ増減変更アル毎ニ加除スル〔コト〕

(以下略)

史料9 ⑥ 貸座敷取締規則

(大分県令第四二号、『大分県報』明治三三年(三) 所収(大分県公文書館)／明治三三年(一九〇〇)一〇月三日)

(略)

(略)

第三条 指定地域内ニ於テ宿屋又ハ紹介業ヲ為ス者ハ貸座敷業者タルコトヲ得ス

(中略)

第五条 貸座敷ノ構造ハ左ノ制限ニ従フヘシ

一 三階以上ノ構造ヲ為スヘカラス

二 客室ハ空気ヲ流通セシメ且外部ヨリ透見得サル設備ヲ為スヘシ

三 客室アル二階ニ設クル障子ハ幅四尺以上ト為シ且其客室十五坪以上アルト

C 主要史料（大分県）

キハ二個以上ノ障子ヲ設クヘシ

（中略）

第六条 貸座敷業者ハ左ノ行為ヲ為スヘカラス

- 一 通行人ニ遊興ヲ勧誘スルコト
- 二 他人ト通謀シテ客引ヲ為スコト
- 三 何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ハラズ業体ニ関スル廣告ヲ為スコト
- 四 客ノ需メサル飲食物ヲ出シ又ハ之ヲ強フルコト
- 五 娼妓ヲシテ第一号第二号及第四号ノ事項ヲ為サシメ又ハ廓ヲ為サ、ル地域内ニ於テ道路ヨリ透見シ得ヘキ場所ニ娼妓ヲ坐列セシムルコト

（中略）

娼妓取締規則

（中略）

第四条 娼妓ハ貸座敷許可地域内ニ在ラサレハ住居スルコトヲ得ス

（中略）

第一条 娼妓ハ左ノ行為ヲ為スヘカラス

- 一 客ト同行シテ貸座敷外ニ出ラルコト
- 二 一廓ヲ為サ、ル地域内ニ於テ粉飾ヲ為シタル儘道路ヲ徘徊シ又ハ道路ヨリ透見シ得ヘキ場所ニ出ラルコト
- 三 劇場寄席其ノ他ノ遊技場又ハ料理屋飲食店待合茶屋宿屋温泉宿ニ出入スルコト

（以下略）